

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

ページ

|                                  |            |    |
|----------------------------------|------------|----|
| ○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請（四件）           | （廃棄物対策課）   | 一  |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し     | （介護保険室）    | 三  |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の取消し   | （同）        | 三  |
| ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定               | （障害福祉課）    | 四  |
| ○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退          | （同）        | 四  |
| ○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更      | （同）        | 四  |
| ○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更   | （同）        | 四  |
| ○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更  | （同）        | 四  |
| ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 | （同）        | 五  |
| ○保安林の指定の解除の予定                    | （森林整備課）    | 五  |
| ○道路の区域変更                         | （道路課）      | 五  |
| ○道路の供用開始                         | （同）        | 五  |
| ○土地区画整理組合の理事についての届出              | （都市計画課）    | 五  |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告          | （教育庁高校教育課） | 六  |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件） | （警察本部会計課）  | 七  |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定    |            | 一一 |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告     |            | 一一 |
| ○政治団体の収支報告書の要旨の公表                |            | 一二 |

## 告 示

○宮城県告示第百二十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社アネステイ

2 所在地 宮城県仙台市泉区市名坂字御釜田百四十五番地の三

3 代表者の氏名 代表取締役 伊藤 伸一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大郷町川内字南別所一番、二番二、二番三、二番二十一、二番二十二及び二十二番二

宮城県黒川郡大郷町川内字北中別所二十六番一、二十六番五、二十八番及び二十九番一

三 産業廃棄物処理施設の種類の

がれき類の破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類

五 申請年月日

平成二十一年十二月二十六日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所塩釜総合支所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 平成二十一年二月十三日から平成二十一年三月十三日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十一年三月三十日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所塩釜総合支所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第百二十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社アネステイ

2 所在地 宮城県仙台市泉区市名坂字御釜田百四十五番地の三

3 代表者の氏名 代表取締役 伊藤 伸一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大郷町川内字南別所一番、二番二、二番三、二番二十一、二番二十二及び十二番二

宮城県黒川郡大郷町川内字北中別所二十六番一、二十六番五、二十八番及び二十九番一

三 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破碎施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

五 申請年月日

平成二十年十二月二十六日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所塩釜総合支所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 平成二十一年二月十三日から平成二十一年三月十三日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十一年三月三十日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所塩釜総合支所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第百二十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社アネステイ

2 所在地 宮城県仙台市泉区市名坂字御釜田百四十五番地の三

3 代表者の氏名 代表取締役 伊藤 伸一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大郷町川内字南別所一番、二番二、二番三、二番二十一、二番二十二及び十二番二

宮城県黒川郡大郷町川内字北中別所二十六番一、二十六番五、二十八番及び二十九番一

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破碎施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

五 申請年月日

平成二十年十二月二十六日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所塩釜総合支所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 平成二十一年二月十三日から平成二十一年三月十三日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

- 1 提出期限 平成二十一年三月三十日
- 2 提出場所 仙台保健福祉事務所塩釜総合支所（塩釜保健所）
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第百二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 株式会社東南エコテック
  - 2 所在地 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字一戦場二十番地
  - 3 代表者の氏名 代表取締役 佐藤 美道
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
宮城県刈田郡蔵王町大字円田字清上一番地及び四番地  
宮城県刈田郡蔵王町大字円田字一戦場二十番地、二十一番地、二十三番地及び地番不明

三 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

五 申請年月日

平成二十一年一月二十三日

六 縦覧場所等

- 1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）
- 2 縦覧期間 平成二十一年二月十三日から平成二十一年三月十三日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

- 1 提出期限 平成二十一年三月三十日
- 2 提出場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第百三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 取消年月日

平成二十一年二月十六日

二 事業者の名称等

|                      |  |                         |                         |                      |  |
|----------------------|--|-------------------------|-------------------------|----------------------|--|
| 事業者の名称<br>有限会社沖野電気工事 | 主たる事務所<br>の所在地<br>仙台市若林区<br>沖野七丁目九<br>番九十号 | 介護保険事業所番号<br>〇四七五三〇〇四六三 | サービスの種類<br>の種類の<br>訪問介護 | 事業所の名称<br>沖野訪問介護サービス | 事業所の所在地<br>仙台市若林区<br>沖野七丁目九<br>番九十号<br>アイオジマ二<br>〇五号 |
|----------------------|--|-------------------------|-------------------------|----------------------|--|

○宮城県告示第百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の八第一項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 取消年月日

平成二十一年二月十六日

二 事業者の名称等

|        |                |           |         |        |         |
|--------|----------------|-----------|---------|--------|---------|
| 事業者の名称 | 主たる事務所<br>の所在地 | 介護保険事業所番号 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 |
|--------|----------------|-----------|---------|--------|---------|

|            |                  |            |          |            |                          |
|------------|------------------|------------|----------|------------|--------------------------|
| 有限会社沖野電気工事 | 仙台市若林区沖野七丁目九番九十号 | 〇四七五三〇〇四六三 | 介護予防訪問介護 | 沖野訪問介護サービス | 仙台市若林区沖野七丁目九番九十号サンアイオジマニ |
|------------|------------------|------------|----------|------------|--------------------------|

○宮城県告示第百三十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十一年一月二十二日次の者を指定した。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名   | 診療科目   | 所属医療機関の名称                | 所属医療機関の所在地         |
|-------|--|--------------------------|--------------------|
| 佐野 敬一 | 整形外科   | 石巻市立病院                   | 石巻市南浜町一・七・二十       |
| 渡辺 洋  | 呼吸器科   | 財団法人宮城厚生協会<br>坂総合病院      | 塩竈市錦町十六・五          |
| 森川 直人 | 呼吸器科   | 財団法人宮城厚生協会<br>坂総合病院      | 塩竈市錦町十六・五          |
| 佐藤 信  | 泌尿器科   | 医療法人寶樹会 仙塩総合病院           | 多賀城市桜木二丁目一・一       |
| 堀田 修  | 内 科  | 医療法人社団みやぎ清輝会<br>緑の里クリニクス | 岩沼市北長谷字畑向山南一七・二    |
| 山本さやか | 内 科  | 登米市立沼病院                  | 登米市追町佐沼字下田中一五      |
| 長島 高宏 | 小外内<br>科科科                                     | 七ヶ宿町国民健康保険診療所            | 刈田郡七ヶ宿町字関百八十三      |
| 富岡 智子 | 循環器科   | みやぎ県南中核病院                | 柴田郡大河原町字西三三八・一     |
| 大浪 更三 | 内<br>テ<br>リ<br>ハ<br>シ<br>ヨ<br>ン<br>科<br>リ<br>科 | 医療法人掬水会 川崎こころ病院          | 柴田郡川崎町大字川内字北川原山七十七 |

○宮城県告示第百三十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名   | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地     |
|-------|------|-----------|----------------|
| 岡田 康弘 | 泌尿器科 | 気仙沼市立病院   | 気仙沼市田中百八十四     |
| 岡崎 肇  | 外 科  | 公立刈田総合病院  | 白石市福岡蔵本字下原沖三十六 |

○宮城県告示第百三十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名   | 診療科目 | 新                   |              | 旧                 |                |
|-------|------|---------------------|--------------|-------------------|----------------|
|       |      | 所属医療機関の名称           | 所属医療機関の所在地   | 所属医療機関の名称         | 所属医療機関の所在地     |
| 島山 昌樹 | 整形外科 | 医療法人啓仁会<br>石巻ロイヤル病院 | 石巻市広瀨字焼巻二    | 医療法人浄仁会<br>大泉記念病院 | 白石市福岡深谷字一本松五・一 |
| 内山 美寧 | 内 科  | 宮城県立循環器・呼吸器病センター    | 栗原市瀬峰根岸五十五・二 | 公立刈田総合病院          | 白石市福岡蔵本字下原沖三十六 |

○宮城県告示第百三十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名   | 所属医療機関の名称       |       | 所属医療機関の所在地       |
|-------|-----------------|-------|------------------|
|       | 新               | 旧     |                  |
| 木村 康一 | 医療法人社団緑水会 米川診療所 | 米川診療所 | 登米市東和町米川字町下五十九・一 |

○宮城県告示第百三十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|       |      |            |           |
|-------|------|------------|-----------|
| 氏名    | 診療科目 | 所属医療機関の名称  |           |
| 武田 宜之 | 眼 科  | 武田眼科医院     |           |
|       |      | 所属医療機関の所在地 |           |
|       |      | 新          | 旧         |
|       |      | 気仙沼市南郷九・七  | 気仙沼市南郷五・一 |

○宮城県告示第百三十七号

障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号(第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|            |   |                    |                  |
|------------|---|--------------------|------------------|
| 事業所番号      | 事業所の名称及び所在地   | 設置者名               | 廃止年月日            |
| 〇四一五五〇〇五九四 | ジャパンケアサービスパース<br>ピー仙台北・ヘルパース<br>テーション<br>仙台市泉区南光台東一丁目<br>五十二番十八号千葉茂ビル<br>一〇三号 | 株式会社ジャパンケア<br>サービス | 平成二十一年<br>一月三十一日 |

○宮城県告示第百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
仙台市若林区荒浜字川向四八の二から四八の四まで、五二の三、五三の二
- 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

○宮城県告示第百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百九十八号
- 三 道路の区域

| 変更の区間  | 変更の前後                            |                          |
|--|----------------------------------|--------------------------|
|  | 前                                | 後                        |
| 登米市東和町米谷字越路二二四番二地先から<br>同市東和町米谷字越路一〇〇番二七地先まで | 敷地の幅員<br>(メートル)<br>一〇・〇、<br>二二・五 | 敷地の延長<br>(メートル)<br>二七六・〇 |
|  | 敷地の幅員<br>(メートル)<br>一一・五、<br>六四・〇 | 敷地の延長<br>(メートル)<br>二七六・〇 |

○宮城県告示第百四十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 種道路類の | 路線名    | 供用開始の区間                                      | 供用開始年月日                 |
|-------|--------|--|-------------------------|
| 一般国道  | 三百九十八号 | 登米市東和町米谷字越路二二四番二地先から<br>同市東和町米谷字越路一〇〇番二七地先まで | 平成二十一年<br>二月十七日<br>午前九時 |

○宮城県告示第百四十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称  
利府町野中南土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地  
宮城郡利府町加瀬字十三本塚百四十二番地の一
- 三 届出の内容  
理事に就任した者

| 氏 名    | 住 所                    |
|--------|------------------------|
| 工藤 巖   | 宮城郡利府町加瀬字南野中沢四十一番地     |
| 小野 政一  | 宮城郡利府町加瀬字南野中沢三十四番地一    |
| 新田 和春  | 宮城郡利府町加瀬字南野中沢三十五番地一    |
| 木村 小市郎 | 宮城郡利府町加瀬字南野中沢四十三番地百三十四 |
| 片平 廣志  | 宮城郡利府町加瀬字十三塚百三十一番地四    |
| 開山 義一  | 宮城郡利府町加瀬字十三塚百三十四番地二    |
| 小幡 亨   | 多賀城市八幡二丁目十二番五十号        |
| 櫻井 孝子  | 宮城郡利府町加瀬字石切場十六番地       |
| 大場 ふじ子 | 塩竈市母子沢町二十五番二十二号        |

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十一年二月十三日

#### 一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 二百キロリットル
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
  - 3 納入期限 平成二十一年四月二十一日 午前九時
  - 4 納入場所 宮城県石巻市 石巻漁港内 「宮城丸」
  - 5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 百キロリットル 平成二十一年五月二十キロリットル 平成二十一年八月 二十キロリットル 平成二十一年十一月
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項等  
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十七条の四の規定に該当しない者であ

ること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者（同附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申し立てをしなかつた者又は申し立てされなかつた者とみなす。

5 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

6 当該物品とほぼ同等量を船舶に数回以上納入した実績を有すること。

三 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

四 入札参加資格申請場所及び提出期限

1 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇三二・二二一・三三三三）平成二十一年三月十八日午後五時までに申請すること。

2 次の区分により入札参加資格確認申請書を提出すること。

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札を希望する場合

平成二十一年三月十日午前九時から平成二十一年三月十八日午後五時までに、同システムにより、申請を行うこと。

(二) 書面により入札を希望する場合

(一) の日時までに入札参加確認申請書を宮城県高校教育課調整班まで提出すること。

五 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所及び契約条項並びに契約条件を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 亀山 勉 電話〇三二・二二一・三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十一年三月十八日午後五時まで。

3 一般競争入札参加資格審査  
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年三月十八日までに必要書類を提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

イ 入札の期間 平成二十一年四月一日午前九時から平成二十一年四月七日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十一年四月七日午後五時まで

ロ 提出場所 1 に同じ。

ハ 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札執行の場所及び日時までとする。

5 開札執行の日時及び場所

平成二十一年四月八日午前十一時 教育庁会議室(宮城県庁行政舎十六階)

六 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び五の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札金額の記載方法 契約金額は、内国貨物船用品積込承認申告により消費税が免除となるため、消費税を加えない価格とするので、入札金額は消費税を加えない価格を入札書に記載すること。

4 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

5 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

8 詳細は、入札説明書による。

9 調達手続きの停止等 平成二十一年度宮城県一般会計予算が議決されなかった場合には、本件調達手続きについて停止等の措置を行うことがある。

八 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.2) 200 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : April 21, 2009

3 Place of Delivery : Miyagimaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : April 7, 2009, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Tsutomu Kameyama, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-214-3621

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 運転免許証更新時講習業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市泉区市名坂字高倉六十五 宮城県運転免許センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

また、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づき資格制限の措置を受けている期間中でないこと。

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）（第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

4 道路における交通の安全に寄与することを目的とする社団法人又はその他の者であること。

5 講習実施に必要な組織、設備及び能力を有すること。

6 役員並びに講習業務に従事する職員に成年被後見人、禁錮以上の刑執行後二年未満の者、アルコール中毒者、道路交通法第五十一条の八第三項第二号等の欠格事項に該当する者がいないこと。

7 国家公安委員会規則で定める講習業務を行う人員を必要数擁していること。

8 講習指導員として不適正指導での解任、不正な手段での免許交付、危険運転致死傷等禁錮以上の刑の執行を終了又は、その執行を受けることがなくなった日から起算して一年以上経過していること。

9 県内に事務所を有していること。

10 講習に従事する職員（講師）については、次に掲げる資格を有していること。  
(一) 二十五歳以上の者であること。

(二) 講習で使用する車両を運転できる運転免許証（仮免許を除く。）を現に有していること。

(三) 講習に必要な人格、知識、経験及び教育能力を有すること。

(四) 道路交通法第一百七条の四第四号の罪を犯し罰金以上の刑に処され、その執行を終了又は、その執行を受けることがなくなった日から起算して一年以上経過している者。

(五) 自動車の運転に関し、刑法第二百八条の二若しくは、同法第二百一一条第一項又は第二項の罪並びに法に規定する罪（前記(四)を除く。）を犯し、その執行を終了、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して一年以上経過している者。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話番号〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十一年三月四日（水）、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二二三二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十一年三月十二日（木）、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十一年三月二十四日（火）、午後五時十五分まで

(二) 場所 1 に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年三月二十五日（水）、午後一時三十分（開場午後一時〇〇分）

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇一会議室



四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三における審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Outsourcing of drivers license renewal lecture - 1 set

2 Period of Contract : April 1, 2009 to March 31, 2010

3 Place of Service : Miyagi Prefectural Drivers License Center and other locations

4 Bid Deadline : March 24, 2009, 5 : 15 p.m.

5 Contact Information : Facilities and Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410, Japan. TEL : 022-221-7171, ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 停止処分者・違反者講習業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市泉区市名坂字高倉六十五 宮城県運転免許センター

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時まで物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

また、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限の措置を受けている期間中でないこと。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

4 道路における交通の安全に寄与することを目的とする社団法人又はその他の者であること。

5 講習実施に必要な組織、設備及び能力を有すること。

6 役員並びに講習業務に従事する職員に成年被後見人、禁錮以上の刑執行後二年未満の者、アルコール中毒者、道路交通法第五十一条の八第三項第二号等の欠格事項に該当する者がいないこと。

7 国家公安委員会規則で定める講習業務を行う人員を必要数擁していること。

8 講習指導員として不適正指導での解任、不正な手段での免許交付、危険運転致死傷等禁錮以上の刑の執行を終了又は、その執行を受けることがなくなった日から起算して一年以上経過していること。

9 県内に事務所を有していること。

10 講習に従事する職員（講師）については、次の資格を有する十三名を擁し、宮城県運転免許センターに配置すること。

(一) 「停止処分者講習実施要綱」第 4 並びに「違反者講習実施要綱」第 4 に掲げる各項目に該当する者であること。

(二) 講習に必要な人格、知識、経験及び教育能力を有すること。

(三) 道路交通法第一百七条の四第四号の罪を犯し罰金以上の刑に処され、その執行を終了又は、その執行を受けることがなくなった日から起算して一年以上経過している者。

(四) 自動車の運転に関し、刑法第二百八条の二若しくは、同法第二百十一条第一項又は第二項の罪並びに法に規定する罪（前記(三)を除く。）を犯し、その執行を終了、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して一年以上経過している者。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話番号〇二二・二一一・三三三三）へ平成二十一年三月四日（水）、午後五時までに提出すること。  
入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二二・七二七一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十一年三月十二日（木）、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十一年三月二十四日（火）、午後五時十五分まで

(二) 場所 1 に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。  
(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年三月二十五日（水）、午後二時〇〇分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇一会議室  
入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び(三)における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十九条及び百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定

価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 6 契約書作成の要否 要
- 7 詳細は入札説明書による。
- 六 概要

Summary

- 1 Item/Service Required : Outsourcing of lecture for offenders and people with suspended licenses - 1 set
- 2 Period of Contract : April 1, 2009 to March 31, 2010
- 3 Place of Service : Miyagi Prefectural Drivers License Center
- 4 Bid Deadline : March 24, 2009. 5 : 15 pm.
- 5 Contact Information : Facilities and Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410, Japan. TEL : 022-221-7171, ext. 2282

病 院 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年二月十三日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 C R・X線画像システム 一式
  - 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 病院局県立病院課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
  - 三 落札者を決定した日 平成二十一年一月二十二日
  - 四 落札者の名称及び所在地 コニカミノルタヘルスケア株式会社東北支店仙台営業所 仙台市青葉区一番町一丁目二番二十五号
  - 五 落札金額 千百二万五千円
  - 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - 七 入札の公告を行った日 平成二十年十二月十二日
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
- 平成二十一年二月十三日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 総合情報システム電算運用保守管理業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県立がんセンター（名取市愛島塩手字野田山四十七番地二号）
- 一 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
  - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。
  - 3 2以外の者で開札時までに、競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 4 県内に事業を統括、管理する本社又は支社、営業所等を設置していること。
  - 5 直近三年の間に、二百床以上の病院において、同等規模又はそれ以上の診療支援情報システムの保守運用を一年以上行った実績があり、かつ半年以上同規模かそれ以上の現行システム（H O P E / E G M A I N・E X）の取扱経験があるシステムエンジニアを一名常駐させることが可能であること。
  - 6 入札に参加を希望する者は4及び5に掲げる事項を証する書類を平成二十一年三月十一日までに3の1に掲げる場所に提出するとともに、当該書類に説明を求められた場合は、これに添なければならない。
  - 7 入札参加資格申請場所 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十一年二月二十四日までに提出すること。
- 三 入札書の提出場所等
  - 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒九八一・一二九三 名取市愛島塩手字野田山四十七番地二号
  - 宮城県立がんセンター事務局総務班（担当 渡部 剛 電話〇二二・三八四・三二五二）
  - 2 入札書の提出期限 平成二十一年三月二十五日午後五時十五分（郵送により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）ただし、入札書を持参する場合は、3の開札の日時までとする。
  - 3 開札の日時及び場所 平成二十一年三月二十六日午前十時三十分 宮城県立がんセンター二階

第一会議室  
四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者
- 2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 調達手続の停止等 平成二十一年度宮城県病院事業会計予算が議決されなかった場合等、本件調達の手続について停止等の措置を行うことがある。

9 詳細は入札説明書による。

六 概観  
Summary  
1 Item(s)/Service Required : Integrated Information System Computer Operation  
Maintenance (One Set)

2 Period of Contract : April 1, 2009 to March 31, 2012

3 Place of Service : Miyagi Cancer Center

4 Bid Deadline : March 25, 2009, 5 : 15 p.m.

5 Contact Person : Watanabe Tsyoshi, General Affairs Section, Secretariate, Miyagi Cancer Center, 47-1 Aza Nodayama, Medeshimashote, Natori, Miyagi 981-1239 Japan. TEL.: 022-384-3151

選挙管理委員会

○宮選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年二月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の概況

（政党の支部）

政治団体の名称 自由民主党宮城支部

報告年月日 平成20年8月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 441,895 円

ア 前年繰越額 295,095 円

イ 本年収入額 146,800 円

(2) 支出総額 113,360 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳 146,800 円

ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 146,800 円

(イ) 自由民主党宮城県支部連合会 146,800 円

合 計 113,360 円

(2) 支出の内訳 113,360 円

ア 政治活動費 59,450 円

(イ) 組織活動費 53,910 円

(イ) 選挙関係費 113,360 円

合 計 113,360 円

政治団体の名称 自由民主党宮城県仙台市泉区第二支部

報告年月日 平成20年9月17日

1 収入・支出の総額

|  |  |                           |           |
|--|--|---------------------------|-----------|
|  |  | 報告年月日 平成20年 8月 5日         |           |
|  |  | 1 収入・支出の総額                |           |
|  |  | (1) 収入総額                  | 98,922 円  |
|  |  | ア 前年繰越額                   | 98,922 円  |
|  |  | イ 本年収入額                   | 0 円       |
|  |  | (2) 支出総額                  | 0 円       |
|  |  | ア 前年繰越額                   | 0 円       |
|  |  | イ 本年収入額                   | 0 円       |
|  |  | (2) 支出の内訳                 |           |
|  |  | ア 収入の内訳                   |           |
|  |  | イ 寄附 附                    | 500,000 円 |
|  |  | ア 寄附 (内訳別掲)               | 500,000 円 |
|  |  | イ 法人その他の団体からの寄附           | 300,000 円 |
|  |  | ロ 政治団体からの寄附               | 200,000 円 |
|  |  | ハ その他の収入                  | 25 円      |
|  |  | ニ 10万円未満の収入               | 25 円      |
|  |  | 合計                        | 500,025 円 |
|  |  | 【寄附の内訳】                   |           |
|  |  | ア 法人その他の団体からの寄附           |           |
|  |  | イ 寄附者の名称 (金額)             | (事務所所在地)  |
|  |  | ㈱ヤマザワ 100,000 円           | 山形県山形市    |
|  |  | ㈱山一地所 200,000 円           | 仙台市泉区     |
|  |  | 小計 300,000 円              |           |
|  |  | ロ 政治団体からの寄附               |           |
|  |  | イ 寄附者の名称 (金額)             | (事務所所在地)  |
|  |  | 中野正志政経フォーラム 200,000 円     | 仙台市宮城野区   |
|  |  | 小計 200,000 円              |           |
|  |  | (2) 支出の内訳                 |           |
|  |  | ア 政治活動費                   | 500,000 円 |
|  |  | イ 寄附・交付金                  | 500,000 円 |
|  |  | 合計                        | 500,000 円 |
|  |  | (資金管理団体)                  |           |
|  |  | 政治団体の名称 安住まさゆき政友会         |           |
|  |  | 資金管理団体の届出をした者の氏名 安住 政之    |           |
|  |  | 資金管理団体の届出に係る公職の種類 多賀城市長   |           |
|  |  | 報告年月日 平成20年 8月 5日         |           |
|  |  | 1 収入・支出の総額                |           |
|  |  | (1) 収入総額                  | 953,192 円 |
|  |  | ア 前年繰越額                   | 253,192 円 |
|  |  | (2) 支出総額                  |           |
|  |  | 政治団体の名称 みやぎ政経同志会          |           |
|  |  | 資金管理団体の届出をした者の氏名 今野 隆吉    |           |
|  |  | 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員 |           |
|  |  | 報告年月日 平成20年 9月 17日        |           |
|  |  | 1 収入・支出の総額                |           |
|  |  | (1) 収入総額                  | 996,051 円 |
|  |  | ア 前年繰越額                   | 996,051 円 |
|  |  | イ 本年収入額                   | 0 円       |
|  |  | (2) 支出総額                  | 0 円       |

|                     |           |       |                   |           |
|---------------------|-----------|-------|-------------------|-----------|
| イ 本年収入額             | 700,000 円 |       | (1) 収入総額          | 104,023 円 |
| (2) 支出総額            | 830,414 円 |       | ア 前年繰越額           | 103,910 円 |
| 2 収入・支出の内訳          |           |       | イ 本年収入額           | 113 円     |
| (1) 収入の内訳           |           |       | (2) 支出総額          | 0 円       |
| ア 寄 附               | 700,000 円 |       | 2 収入・支出の内訳        |           |
| (ア) 寄附（内訳別掲）        | 700,000 円 |       | (1) 収入の内訳         |           |
| a 個人からの寄附           | 700,000 円 |       | ア その他の収入          | 113 円     |
| 合 計                 | 700,000 円 |       | 10万円未満の収入         | 113 円     |
| 〔寄附の内訳〕             |           |       | 合 計               | 113 円     |
| ア 個人からの寄附           |           |       | (2) 支出の内訳         |           |
| （寄附者の氏名）            | （金 額）     | （住 所） | 合 計               | 0 円       |
| 今野 隆吉               | 700,000 円 | 仙台市泉区 | 政治団体の名称 いとう一郎後援会  |           |
| 小 計                 | 700,000 円 |       | 報告年月日 平成20年8月8日   |           |
| (2) 支出の内訳           |           |       | 1 収入・支出の総額        | 319 円     |
| ア 経常経費              | 830,414 円 |       | (1) 収入総額          | 0 円       |
| (ア) 人件費             | 240,000 円 |       | ア 前年繰越額           | 319 円     |
| (イ) 光熱水費            | 268,207 円 |       | イ 本年収入額           | 0 円       |
| (ロ) 備品・消耗品費         | 131,266 円 |       | (2) 支出総額          | 0 円       |
| (ハ) 事務所費            | 190,941 円 |       | 政治団体の名称 小野まるとる後援会 |           |
| 合 計                 | 830,414 円 |       | 報告年月日 平成20年12月1日  |           |
| （その他の政治団体）          |           |       | 1 収入・支出の総額        | 0 円       |
| 政治団体の名称 安住まさゆき連合後援会 |           |       | (1) 収入総額          | 0 円       |
| 報告年月日 平成20年8月5日     |           |       | ア 前年繰越額           | 0 円       |
| 1 収入・支出の総額          |           |       | イ 本年収入額           | 0 円       |
| (1) 収入総額            | 15,133 円  |       | (2) 支出総額          | 0 円       |
| ア 前年繰越額             | 15,133 円  |       | 政治団体の名称 今野たかよし後援会 |           |
| イ 本年収入額             | 0 円       |       | 報告年月日 平成20年9月17日  |           |
| (2) 支出総額            | 0 円       |       | 1 収入・支出の総額        | 605,153 円 |
| 政治団体の名称 五日会         |           |       | (1) 収入総額          | 40,153 円  |
| 報告年月日 平成20年9月17日    |           |       | ア 前年繰越額           | 565,000 円 |
| 1 収入・支出の総額          |           |       | イ 本年収入額           |           |

|  |   |
|--|---|
| <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア 個人の負担する党費又は会費</p> <p>イ 寄 附</p> <p>(ア) 寄附（内訳別掲）</p> <p>    a 政治団体からの寄附</p> <p>合 計</p> <p>【寄附の内訳】</p> <p>ア 政治団体からの寄附</p> <p>    （寄附者の名称）</p> <p>        自由民主党宮城県仙<br/>        台市泉区第二支部</p> <p>小 計</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 政治活動費</p> <p>(ア) 組織活動費</p> <p>(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費</p> <p>    a 宣伝事業費</p> <p>合 計</p> <p>政治団体の名称 佐藤けんじ後援会</p> <p>報告年月日 平成20年8月12日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>政治団体の名称 翁山会</p> <p>報告年月日 平成20年9月9日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> | <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>政治団体の名称 税理士による愛知治政後援会</p> <p>報告年月日 平成20年8月6日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア 個人の負担する党費又は会費</p> <p>イ その他の収入</p> <p>10万円未満の収入</p> <p>合 計</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 政治活動費</p> <p>(ア) 組織活動費</p> <p>合 計</p> <p>政治団体の名称 多賀城、新時代の会</p> <p>報告年月日 平成20年8月5日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>政治団体の名称 武田節夫後援会</p> <p>報告年月日 平成20年10月14日</p> |
| <p>374,352 円</p> <p>65,000 円</p> <p>63 人</p> <p>500,000 円</p> <p>500,000 円</p> <p>500,000 円</p> <p>565,000 円</p> <p>（金額）</p> <p>500,000 円</p> <p>500,000 円</p> <p>500,000 円</p> <p>500,000 円</p> <p>（事務所の所在地）</p> <p>仙台市泉区</p> <p>374,352 円</p> <p>64,352 円</p> <p>310,000 円</p> <p>310,000 円</p> <p>374,352 円</p> <p>8,100 円</p> <p>8,100 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>   | <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>131,430 円</p> <p>110,000 円</p> <p>21,430 円</p> <p>90,000 円</p> <p>21,000 円</p> <p>6 人</p> <p>430 円</p> <p>430 円</p> <p>21,430 円</p> <p>90,000 円</p> <p>90,000 円</p> <p>90,000 円</p> <p>4,961 円</p> <p>4,961 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>  |

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額  
イ 本年収入額

〇 円

〇 円

(2) 支出総額

〇 円

政治団体の名称 21 記念

報告年月日 平成20年9月5日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額  
イ 本年収入額

1,243,983 円

526,287 円

(1) 収入総額

ア 前年繰越額  
イ 本年収入額

〇 円

〇 円

(2) 支出総額

〇 円

政治団体の名称 星順一後援会

報告年月日 平成20年12月24日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額  
イ 本年収入額

〇 円

〇 円

(2) 支出総額

〇 円

政治団体の名称 ゆさひさかず後援会

報告年月日 平成20年12月8日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額  
イ 本年収入額

〇 円

〇 円

(2) 支出総額

〇 円

ア 経常経費  
(ア) 備品・消耗品費  
イ 政治活動費  
(イ) 組織活動費

3,799 円

685,679 円

685,679 円

685,679 円

689,478 円

政治団体の名称 につた和広後援会

報告年月日 平成20年8月19日

1 収入・支出の総額

〇 円